

令和 5 年 2 月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略) <u>(被保険者とししない者)</u> 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の <u>規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u> (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 以下 (略)	第1条～第3条 (略) 第4条 削除 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 以下 (略)

秋田市国民健康保険条例の一部改正について

1 児童福祉施設に入所している児童等の被保険者適用除外について

令和4年9月に行われた県の指導監督に基づき、児童福祉施設に入所している扶養義務者のいない児童等について被保険者適用から除外することにより、国民健康保険税が賦課される状況を回避し、国民健康保険事業会計の負担となっている医療給付費も全額公費負担の対象となるため、改正しようとするもの

(1) 改正の影響

区 分	医療保険	自己負担	医療給付費	国保税賦課
改正前	国保	0（公費※）	国保	あり
改正後	加入なし	0（公費※）	公費※	なし

※公費負担は国1／2、県1／2

- ・現在加入している児童5名は、令和5年4月1日をもって国保から脱退する。
- ・国民健康保険事業会計で負担していた医療給付費（令和3年度実績：約86万円）は令和5年度より児童福祉法による公費負担となる。

(2) 施行期日

令和5年4月1日からとする。

2 出産育児一時金の増額について

健康保険法施行令等の一部が改正され、令和5年4月1日から被用者保険における出産育児一時金の額が引き上げられることから、被用者保険との整合性を図り、支給額に差異が生じないように改正しようとするもの

(1) 改正内容

給付額（出生児一人あたりの額）

区 分	改正前	改正後	増 減
出 産 育 児 一 時 金	408,000円	488,000円	80,000円
産科医療補償制度掛け金	12,000円	12,000円	据え置き
合 計	420,000円	500,000円	80,000円

(2) 施行期日等

令和5年4月1日（健康保険法施行令の改正施行期日）から施行し、施行日以後に出産した者から適用する旨の経過措置を規定する。

請願・陳情		令和5年2月市議会定例会提出分		新規・継続	
受理 番号	受 理 年月日	件 名		請願・陳情者名	
91	令和5年 2月1日	消費者被害を防止、 救済するための特定 商取引法の抜本的法 改正に関する意見書 の提出について			
請願・陳情の要点				左 に 対 す る 措 置 等	
令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は、ここ15年ほど高止まりが続いており、特定商取引法の対象分野の相談は全体の54.7%に上ります。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、65歳未満の割合の2倍を超えており、さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めています。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。 また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、事業者や勧誘者を特定できない事例も多いのが実情です。マルチ取引は20歳代において高い比率を占めていますが、18歳から19歳までを狙ったマルチ被害の増加も予想されます。 つきましては、これらの被害に対処するため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。					

記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制・クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画の最終案について

1 計画の位置づけ

- (1) 「第14次秋田市総合計画」（令和3～7年度）の部門別計画として、施策と一体性を持ち、コロナ禍においても実効性の高いものとする。
- (2) 国の「第5次男女共同参画基本計画」（基本理念：令和3～12年度、施策・取組：令和3～7年度）、県の「第5次男女共同参画推進計画」（令和3～7年度）の方針にある個性と能力の発揮、人権の尊重、意思決定の場への参画、SDGsで掲げられた持続可能な社会の実現を踏まえたものとする。
- (3) 女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づく市町村推進計画と一体のものとする。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 意見聴取結果

意見については、計画原案の変更を加える内容ではないため、今後の施策・事業を実施する際の参考とする。

- (1) 意見数：1件（1名）
- (2) 実施期間：令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで
- (3) 意見概要
 - ・性分化疾患であるクラインフェルター症候群、ターナー症候群を小学校高学年や中学校入学時などのタイミングで保護者を含め情報提供すべきである。

4 今後のスケジュール

令和5年3月中旬 最終案決裁

下旬 計画冊子・概要版印刷、ホームページで公表

第 6 次秋田市男女共生への市民行動計画（原案）に 対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間
令和 4 年 1 2 月 1 5 日（木）から令和 5 年 1 月 1 3 日（金）まで
- 2 意見を提出できる方
市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方
- 3 意見者数と件数
1 名、1 件
- 4 意見に対する市の考え方・対応

NO	項目	意見の概要	市の考え方・対応
1	P 1 8	策定の趣旨の中の性的指向や性自認に対する社会の認識について意見を述べさせていただきます。 まだまだ世間の認知度が低い染色体異常の疾患、男の子はクラインフェルター症候群。女の子はターナー症候群があります。 おのおのの子供の時期には目立つ症状は無く思春期に気づくことが多いようですが、病気が起因と思わず医療機関を受診することは多くないようです。 大病ではありませんが指定難病でもあり、早期発見はその後の生活を送るうえで大変重要と思われれます。 そこで、両疾患を小学校高学年や中学校入学時などのタイミングで保護者を含め情報提供すべきと考え、その実施を計画に盛り込んで頂くようお願いの意見を述べます。	クラインフェルター症候群やターナー症候群は、「性分化疾患（DSD=Disorders of Sex Development）」であることから、本計画の「生涯を通じた健康づくりの推進」において、相談体制の整備に取り組むこととしており、思春期の様々な体の変化などにも留意して、医療機関や教育機関との連携強化に努めてまいります。

秋田市国民健康保険税条例の一部改正について

1 見直しの内容

令和5年度税制改正に伴い、次のとおり課税限度額および軽減判定所得を改めるもの

(1) 課税限度額の引上げ

後期高齢者支援金等課税額について限度額を引き上げる。

ア 課税限度額

区 分	基礎課税額	後 期 高 齢 者 支援金等課税額	介護納付金 課 税 額	合 計
改正前	65万円	<u>20万円</u>	17万円	<u>102万円</u>
改正後	65万円	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>
増 減	据え置き	<u>2万円</u>	据え置き	<u>2万円</u>

イ 税額への影響

限度額超過世帯は59世帯（378世帯→319世帯）減少し、692万円の増額を見込む。

(2) 軽減判定所得の引上げ

5割および2割軽減となる世帯について軽減判定所得を引き上げる。

ア 5割軽減の軽減判定所得および該当世帯数

区 分	軽減判定所得	該当世帯数
改正前	世帯合計所得 $\leq$ <u>28万5,000円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）	6,611世帯
改正後	世帯合計所得 $\leq$ <u>29万円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）	6,715世帯 (104世帯増)

イ 2割軽減の軽減判定所得および該当世帯数

区 分	軽減判定所得	該当世帯数
改正前	世帯合計所得 $\leq$ <u>52万円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）	4,403世帯
改正後	世帯合計所得 $\leq$ <u>53万5,000円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）	4,529世帯 (126世帯増)

ウ 税額への影響

対象世帯の増により679万円の減額を見込む（保険基盤安定制度により一般会計より繰り入れ）。

2 条例改正の手續および施行期日

- (1) 令和5年度税制改正に係る地方税法施行令の一部を改正する政令の公布が令和5年3月末になる見込みであり、施行期日の令和5年4月1日までに議會を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を予定している。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。